

8 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

- 1 国の責任による最終処分場の確保
- 2 下水汚泥焼却灰の処分等の安全性の十分な周知
- 3 放射性物質濃度低減方策等の調査・研究の推進
- 4 仮置き費用等の追加的支出に対する早期の補償

【提案内容】

項目1 放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の下水汚泥焼却灰等についても、国の責任で最終処分場を確保すること。

項目2 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の処理に当たって、国が示した基準に基づく処分等の安全性について国民へ十分な周知を図ること。

項目3 発生する下水汚泥焼却灰等の放射性物質濃度を低減する方策や、処分方法等について必要な調査・研究を推進すること。

項目4 下水汚泥焼却灰の仮置き費用等の追加的支出については、東京電力株式会社及び国の責任において早期の補償を行うこと。

【提案理由】

福島第一原子力発電所事故により、県及び市町村管理下水処理場の汚泥焼却灰等から放射性物質が検出されている。放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超える焼却灰等は、国が指定廃棄物として指定し処理を行い、それ以下のものは下水道管理者が処理することとなっている。しかし、1キログラム当たり8,000ベクレル以下のものでも、周辺住民等の放射能に対する不安から埋立処分ができず、また、再利用できないものもあるため、依然として処理場内で一時保管せざるを得ず、保管場所にも限りがある中で、引き続き県民から不安の声が上がっている。

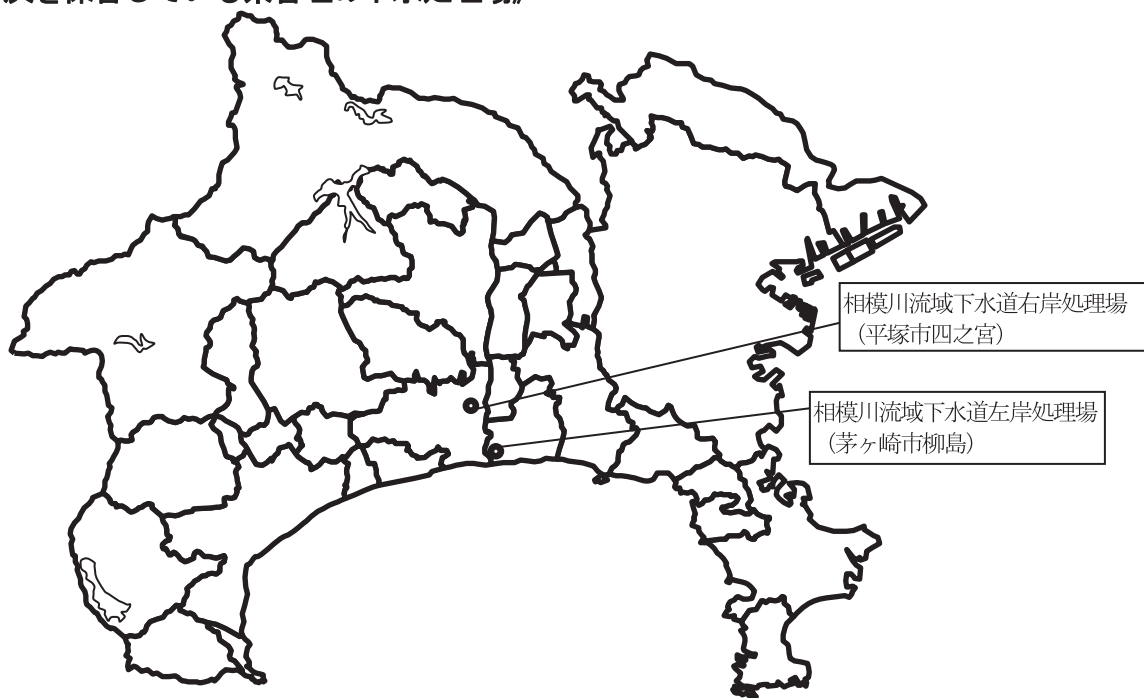
また、焼却灰の仮置き費用・測定費用等の追加的支出は大きな負担となっており、今後も支出が見込まれる中で、東京電力株式会社による損害賠償は十分に進んでいないことから、これらについて早急な対応が必要である。

【本県での取組状況等】

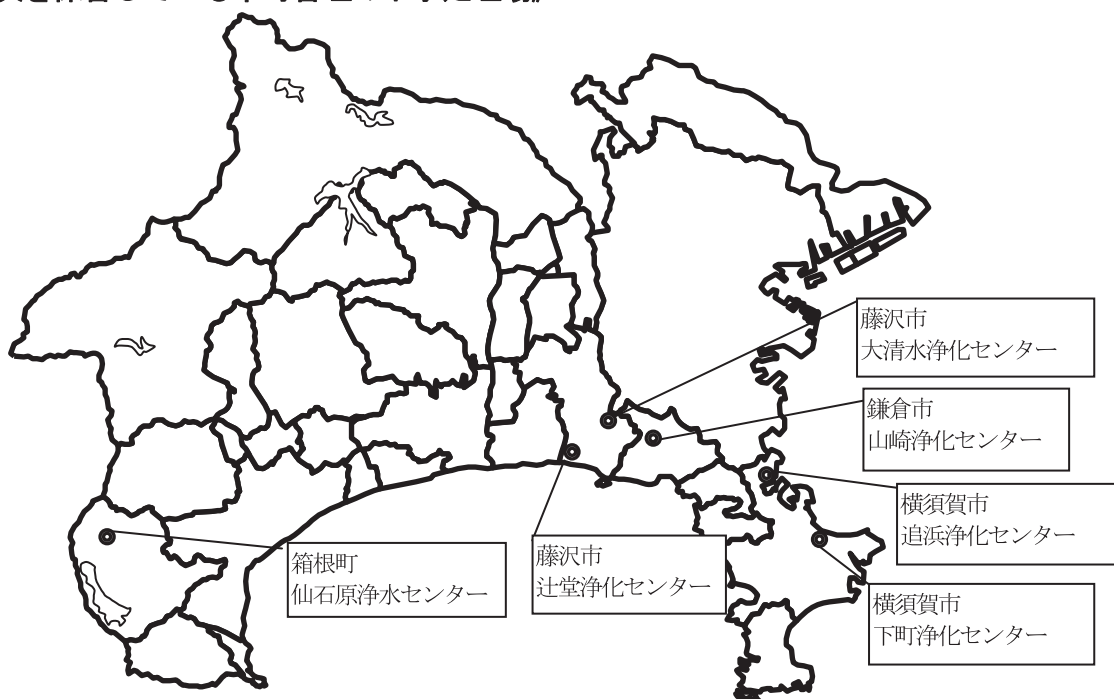
県管理の下水処理場では、2 処理場合計で約2,478トン（平成26年3月20日現在）の焼却灰を保管している。現在、放射性物質濃度が低い焼却灰について徐々に搬出している。

政令指定都市を除く4市町管理の下水処理場でも、合計約4,634トン（平成26年3月20日現在）の焼却灰を保管している。

《焼却灰を保管している県管理の下水処理場》



《焼却灰を保管している市町管理の下水処理場》



(神奈川県担当課：県土整備局下水道課)